

ブロック塀等改善事業のご案内

—安全な歩行空間を目指して—

⚠️ 重要なお知らせ

- 事前相談票受付期間：4月～翌年2月
今年度中に補助金交付申請をお考えの方は
10月末までに事前相談票を提出してください
- 交付申請書受付期間：4月～12月

地震などによるブロック塀等の倒壊を防止し、歩行者の安全性を確保するため、道路等に面する危険なブロック塀等の改善工事に要する費用を補助します。

1 補助制度の対象

- 道路等※1に面する高さ1m以上のブロック塀等※2で、地震時に倒壊するおそれのあるもの※3

※1 「道路等」とは、避難場所等に通ずる道路等で以下のものをいいます。

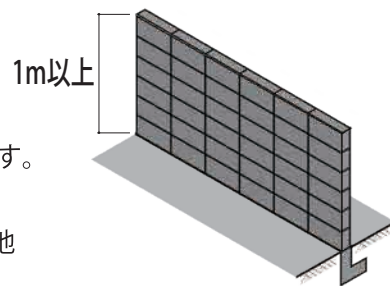
- ・道路法による道路
- ・建築基準法第42条に規定する道路又は第43条第2項に基づく空地
- ・その他これらに類するもので市長が認めるもの

※2 「ブロック塀等」とは、コンクリートブロック塀、コンクリート製の塀、石積塀、万年塀その他これらに類する塀

※3 事前相談を受けた後、市職員又は市が委託する専門家が現地を調査し判定。

- 補助金を申請できる方 ブロック塀等の所有者又は管理者※4

※4 「狭い道路拡幅整備事業」の対象となる場合は、「ブロック塀等改善事業」を原則利用できません。



2 補助対象となる工事

- 除却 道路等に面するブロック塀等を、原則全て除却する工事
- 新設 ブロック塀等の除却とセットで行う、軽量なフェンス等※5※6※7
又は生垣の新設工事

※5 「軽量なフェンス等」とは、ネットフェンス、アルミフェンス、その他これらに類する塀。

※6 補助対象となる軽量なフェンス等には、基礎の高さ等の条件があります。

※7 幅員が4m未満の道路等の場合、軽量なフェンス等又は生垣を新設する費用は、原則補助対象外です。

3 補助額

補助率・長さ等により補助額が決まります。（下表参照）

令和4年度に
補助額を見直しました

ブロック塀等の除却工事	軽量なフェンス等の新設工事
補助対象となる工事費×9/10 又は 長さ× 13,000円/m	補助対象となる工事費×1/2 又は (基礎を新設する場合 長さ×37,000円/m 既存の基礎を使用する場合 長さ×18,000円/m 生垣を設置する場合 長さ× 13,000円/m)
のいずれか低い額	のいずれか低い額
上記の除却工事と軽量なフェンス等の新設工事を合わせた上限額は塀の長さに応じて 10m未満 30万円 10m～20m 未満 40万円 20m以上 50万円 です。	

手続きの流れについては裏面をご覧ください。

4 手続きの流れ

項目	申請者	横浜市	処理期間の目安
10月末まで 事前相談	「事前相談票」の提出 「回答書」の受領	「事前相談票」の受付 現場調査・回答書の作成	1か月
12月末まで 施工業者の選定	施工業者の選定 「見積書」の取得	施工業者は市内に本社がある事業者から選定してください。契約金額が100万円以上となる場合は、2者以上の「見積書」が必要となります。	
申請	「補助金交付申請書」の提出※1 「補助金交付決定通知書」の受領	「補助金交付申請書」受付・審査 「補助金交付決定通知書」の交付	1か月
施工業者との契約	申請者が施工業者と契約	必ず市から交付される「補助金交付決定通知書」受領後に契約して下さい。	
2月末まで 工事 完了の報告※2	工事の実施・「完了報告書」の作成 「完了報告書」の提出 「補助金額確定通知書」の受領	「完了報告書」の受付・審査 「補助金額確定通知書」の交付	0.5か月
補助金の請求	「請求書」の提出	「請求書」の受付・内容確認	1か月
補助金の受領	入金の確認	補助金の支出	

※1 補助金交付申請に必要な書類

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（第1号様式） | <input type="checkbox"/> 除却等の範囲がわかる図面
(現場調査報告書等に明示したもので構いません) |
| <input type="checkbox"/> 関係権利者同意書（関係権利者全員分）（第3号様式） | <input type="checkbox"/> 【新設補助の場合】整備計画図、仕様書等 |
| <input type="checkbox"/> 納税状況調査同意書（申請者及び関係権利者全員分）（第4号様式） | <input type="checkbox"/> 【揭示のみ※3】申請者の本人確認資料
(運転免許証、保険証等) |
| <input type="checkbox"/> 誓約書（第5号様式） <input type="checkbox"/> 見積書の写し | <input type="checkbox"/> 【代理申請の場合】委任状（第2号様式） |
| <input type="checkbox"/> 施工事業者が市内事業者であることを証明する書類 | |
| <input type="checkbox"/> 現況写真（おおむね1か月以内のもの） | |

※2 2月末までに工事の完了及び市への完了報告書の提出がない場合は、補助金の交付ができません。

※3 郵送または代理申請の場合は写しを提出いただきます。

5 ブロック塀等の改善工事等について相談できる窓口

一般社団法人 神奈川県エクステリア建設業協会
TEL：045-620-4813 FAX：045-620-4814
危険ブロック塀の診断・改善計画・工事に関すること

一般社団法人 横浜市建築士事務所協会
TEL：045-662-2711 FAX：045-662-8981
会員による設計・工事費見積り・相談及び既存ブロック塀改修工事等受託事業者のご紹介

特定非営利活動法人 横浜市まちづくりセンター
TEL：045-315-4089 FAX：045-315-4099
電話受付:毎日10時～16時、訪問相談員派遣無料、建設業許可業者紹介、工事検査実施

一般社団法人 神奈川県建物解体業協会
<http://www.kana-kaitai.or.jp/>
協会では電話対応を行っておりません。上記ホームページの会員一覧から各会社にお問い合わせください。

6 お問い合わせ先

横浜市 建築局 建築防災課
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎 25階
TEL：045-671-2930 FAX：045-663-3255 E-MAIL：kc-block@city.yokohama.lg.jp
(平日午前8時45分から12時、午後1時から5時15分まで)